

プレミアム付商品券発行事業 約款

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 久喜市・久喜市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動制限や休業要請等によって影響を受けた事業者に対し、地域経済の活性化を図るため、25%プレミアムとなる「久喜市プレミアム付商品券」発行事業を行います。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 商品券発行事業の運営及び管理等は、久喜市商工会が行う。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、商品券発行日の令和2年10月1日(木)から事務作業等終了の令和3年6月30日(水)までとする。

(発行総額等)

第4条 商品券の発行総額は、以下の通りとする。

「久喜市プレミアム付商品券」 6億2500万円

2 発行総額のうち販売額は以下の通りとする。

「久喜市プレミアム付商品券」 販売額は5億円とし、25%にあたる1億2500万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の名称等)

第5条 発行する商品券の名称、額面、種類及び枚数は次の通りとする。

- ・名称 「久喜市プレミアム付商品券」
- ・額面 500円券
- ・数量 「久喜市プレミアム付商品券」 1,250,000枚(25枚セットで50,000セット)
- ・種類 「久喜市プレミアム付商品券」 自由券10枚、指定券15枚
合計25枚で1セット

自由券とは全ての加盟店で使用できる商品券とし、指定券とは大型店以外で使用できる商品券を言う。

(券面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行主体及びその所在地
- (2) 利用可能な金額、店舗、期間、商品及び利用できないものの範囲
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 売買、譲渡ができない旨
- (5) 自由券、指定券の表示と指定券での使用店舗範囲

- (6) 使用期限
- (7) 紛失又は毀損に対しての免責
- (8) 約款に基づいて実施している旨
- (9) 現金との引き換えができない旨
- (10) おつりはださない旨

第2章 商品券の販売

(販売形式)

第7条 商品券の販売額は以下の通りとする。

1冊10,000円とし、1冊は額面500円券を25枚綴りとなる「一綴り割増方式」とする。
1冊25枚綴りのうち自由券10枚、指定券15枚とし、指定券は大型店での使用はできないものとする。

2 大型店とは加盟店で店舗面積1,000㎡を超える店舗を言う。

(購入限度額)

第8条 商品券の販売は以下の通りとする。

「久喜市プレミアム付商品券」1人当たり購入金額100,000円(10セット)を限度とする。

(購入場所等)

第9条 商品券の購入方法は以下の通りとする。

「久喜市プレミアム付商品券」

「専用応募はがき」に必要事項を記載頂き、郵便ポストに投函、または久喜市本庁舎、菖蒲総合支所、栗橋総合支所、鷺宮総合支所、久喜市商工会本所、菖蒲支所、栗橋支所、鷺宮支所に設置されている応募箱に投函する。また、久喜市商工会 久喜市プレミアム付商品券ホームページ申込フォームで申し込みもできることとする。

その後、発行総額を上回った際は、抽選を行い、当選者にのみ当選はがきを発送し、10月1日(木)より久喜市内11郵便局での購入、または、申込予定の金額を振込いただくことも可能とし、振込いただいた後商品券を書留で郵送することとする。

(販売周知)

第10条 販売の周知方法は次のいずれかの方法とする。

- (1) 市広報紙
- (2) 市ホームページ
- (3) 商工会広報紙
- (4) 商工会ホームページ
- (5) チラシ配布
- (6) その他

第3章 商品券の利用

(利用期間)

第11条 商品券の利用期間は、令和2年10月1日(木)から令和3年3月31日(水)までの6ヶ月間とし、利用期間を経過した商品券については無効とする。

(利用額限度)

第12条 商品券の利用限度額は以下の通りとする。
「久喜市プレミアム付商品券」 1回当たり125,000円(10セット)を限度とする。

(利用事業所)

第13条 商品券を利用できる事業所は、同約款第19条による登録を承認された事業所とする。

(利用範囲)

第14条 次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は、商品券の対象外とする。

- (1)有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、回数券など換金性の高いもの
- (2)土地、家屋購入、家賃、駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払
- (3)たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4)事業活動に伴い使用する原材料等、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5)現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6)国や地方公共団体への支払(税金等)
- (7)公共料金、医療費、教育費、金融商品、保険料の支払
- (8)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (9)特定の宗教や政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10)その他国、久喜市、久喜市商工会が適当でないと認めたもの

(紛失等の責務)

第15条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第16条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 加盟店

(加盟店の登録資格)

第17条 商品券を取り扱うことのできる事業所(以下「加盟店」という。)の登録資格は、久喜市内に店舗等を有する事業所とする。

2 契約については「久喜市プレミアム付商品券事業取扱店募集要領」として別に定める。

(加盟店の募集)

第 18 条 加盟店の募集周知方法は、次の方法で行う。

- (1) 市広報誌
- (2) 市ホームページ
- (3) 市広報誌へのチラシ折込による全戸配布
- (4) 商工会ホームページ
- (5) 商工会広報紙
- (6) その他

(加盟店の登録手続き)

第 19 条 加盟店を希望する事業所は、商工会事務局に登録申込書を提出し、商工会長の承認を得るものとする。なお、令和元年度久喜市合併 10 周年記念プレミアム付商品券の登録事業者については、同意の有無を確認の上、令和元年度久喜市合併 10 周年記念プレミアム付商品券の登録申込書を令和 2 年度久喜市プレミアム付商品券でも使用できることとする。

(換金期間)

第 20 条 利用者から受け取った商品券の換金期間は以下の通りとする。

「久喜市プレミアム付商品券」

令和 2 年 10 月 1 日(木)から令和 3 年 4 月 12 日(月) (換金事務局到着期限) までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第 21 条 以下を換金の基本方針とする。

- (1) 使用された後の商品券は、加盟店控え部分を破線に沿って切り取り、裏面にある加盟店欄に自己の店名を押印し、専用の換金ツールにより指定の換金事務局に発送する。換金の金融機関については、加盟店登録時に指定した金融機関とする。
- (2) 換金事務局で指定された期間内に提出された商品券の集計、振込金額の確認を行い、指定日に申込書記載の指定口座に振込み(最大 12 回)を行う。商工会非会員企業においては換金時に換金手数料 3%を差し引いた金額を振り込む。

金事務局への提出期間(発送分)	到着期限	入金予定日
令和 2 年 10 月 1 日(木)～ 10 月 21 日(水)	10 月 23 日(金)	11 月 6 日(金)
令和 2 年 10 月 22 日(木)～ 11 月 4 日(水)	11 月 6 日(金)	11 月 24 日(火)
令和 2 年 11 月 6 日(金)～ 11 月 22 日(日)	11 月 24 日(火)	12 月 10 日(木)
令和 2 年 11 月 23 日(月)～ 12 月 8 日(火)	12 月 10 日(木)	12 月 25 日(金)
令和 2 年 12 月 9 日(水)～ 12 月 23 日(水)	12 月 25 日(金)	1 月 13 日(水)
令和 2 年 12 月 24 日(木)～ 1 月 10 日(日)	1 月 12 日(火)	1 月 25 日(月)
令和 3 年 1 月 11 日(月)～ 1 月 25 日(月)	1 月 27 日(水)	2 月 10 日(水)

令和3年 1月 26日(火)～ 2月 8日(月)	2月 10日(水)	2月 25日(木)
令和3年 2月 9日(火)～ 2月 23日(火)	2月 25日(木)	3月 10日(水)
令和3年 2月 24日(水)～ 3月 8日(月)	3月 10日(水)	3月 24日(水)
令和3年 3月 9日(火)～ 3月 22日(月)	3月 24日(水)	4月 9日(金)
令和3年 3月 23日(火)～ 3月 31日(水)	4月 12日(月)	4月 23日(金)

※精算処理状況により振込日が前後する場合があります。

(3)換金事務局との契約については、「久喜市プレミアム付商品券」発行事業事務委託契約書」として別に定める。

(換金手数料)

第22条 久喜市商工会非会員企業加盟店は事務経費として換金の際に次の通り負担する。
商品券1枚につき15円(額面の3%)

(加盟店の責務)

第23条 加盟店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)利用者が、利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物販の販売、サービスの提供を行うこと。但し、つり銭は出さない。
- (2)商工会が配布する加盟店用のぼり旗、ポスターを利用者の見やすい場所に掲示する。
- (3)加盟店が商品券を購入したときの直接換金は禁止する。
- (4)利用者から受け取った商品券には、店印を押印するとともに券端の切り取り破線に沿って店控えを切り取ること。
- (5)他店押印のある商品券及び既に店舗控えを切り取ってある商品券は受け取りを拒否すること。
- (6)偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に申し出ること。
- (7)商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (8)利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は加盟店の責務とする。
- (9)加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。
- (10)本約款、募集要領の定め及び商工会からの指示を遵守すること。また、久喜市、久喜市商工会、国が本事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をする

(加盟店資格の喪失等)

第24条 本約款第12条、14条、23条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

第5章 雑則

(商工会の責務)

第25条 商工会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1)商品券の売上金は換金のために使用すること。
- (2)商品券の発行、回収、及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること。

- (3) 商品券の保管は特に厳重に行い、未販売の商品券は金庫等適切な場所に保管すること。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときには、速やかに商工会長に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに加盟店にその旨を通知すること。
- (5) 商工会は帳票類を5年間保存するものとする。
- (6) 上記の各号のほか、商品券発行事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

- 第26条 商工会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は商工会の責務とし、商工会は損害の補填をするものとする。
- 2 商工会は前項の全部又は一部補填のために保険に加入する。

(その他)

- 第27条 商品券発行事業についての問い合わせは次の通りとする。

久喜市商工会

久喜本所 〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央 4-7-20

TEL 0480-21-1154 FAX 0480-21-2337

菖蒲支所 〒346-0106 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲 193

TEL 0480-85-0311 FAX 0480-85-1028

栗橋支所 〒349-1123 埼玉県久喜市間鎌 256-1

TEL 0480-52-1559 FAX 0480-52-1567

鷲宮支所 〒340-0217 埼玉県久喜市鷲宮 4-8-8

TEL 0480-58-1202 FAX 0480-58-2227

- 2 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴う必要事項は久喜市商工会で別に定める。

附則 この約款は、令和元年6月10日から施行する。

附則 この約款は、令和2年7月1日から施行する。